令和８年度　品川区立戸越小学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日

１　基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

（１）いじめを許さない学校づくり

学年・学級での指導を基盤とする。いじめは未然防止を基本方針とし、いじめは絶対に許されないことを教師・児童・保護者が自覚できるようにする。

（２）いじめについて相談しやすい体制づくり

児童と日ごろからの関わりを大切にするとともに、家庭との連携を密にすることにより、相談を受けやすくしたり情報提供を受けやすくしたりするよう努める。

（３）教員の指導力向上

いじめに適切に対応できるよう、校内での研修の充実を図る。

（４）学校と保護者の連携

年度当初の保護者会や校区協働委員会等において説明するとともに、市民科授業地区公開講座や保護者会で繰り返し説明し、理解を図る。

２　いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの内容

個々の行為がいじめにあたるかどうかは、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、つぎのようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視
・ぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする（遊ぶふりや悪ふざけも含む）
・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
・タブレットやスマートフォンなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

（３）いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに関わる行為が止んでいること

この期間は少なくとも３か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記はあくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性は十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

（４）いじめ重大事態の定義

・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・いじめにより、児童が相当な期間学校を欠席している疑いがあるとき

３　学校及び教職員の責務

学校は、いじめを防止し、解決するために、以下（１）～（３）の取り組みを、組織的に推進するとともに、関連機関と連携して取り組む

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

（２）学校いじめ対策委員会の設置と組織的対応の推進

（３）いじめ防止等に関する取り組み

４　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う

イ　所掌事項

〇定例会議の設定と会議録の作成・保管・引継ぎ

〇いじめの防止等に関する教員研修（年３回）や授業（年３回)、アンケート調査等の年間計画の作成・実施

〇いじめの早期発見につながるアンケート調査等の分析

〇情報収集・共有・全教職員への周知徹底

〇いじめの認知・解決に向けた対応方針の協議

〇教職員等への指導・助言

〇学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ　会議

常設の組織とし定期的（月に一度）に開催するほか、事案に応じて適宜開催する

エ　委員構成

管理職・学校配置スクールカウンセラー・生活指導主任・その他実情に応じた人選

５　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

（２）早期発見のための取組

（３）早期対応のための取組

	未然防止	早期発見	早期対応
1､情報の共有			
①デイケンを毎朝実施	･児童の心身の健康状態を確認、適宜指導する。	･アンケート調査と同時期に、担任の観察による状況報告を校長に行う。	･校長への報告に基づき、気になる児童に関する情報の共有を職員夕会で行う。

			・問題が予測、発見された場合には適宜速やかに対応する。
②いじめＤアンケートを年間７回実施	・児童の様子と学級の状況を観察、適宜指導する。	・「困ったことがある」「困っている人を見た」等、回答した児童と担任が面談し、結果を生活指導夕会で報告する。	・引き続き相談や観察など、情報収集を続け、指導する。 ・問題が予測、発見された場合には適宜速やかに対応する。 ・経過を記録に残す。
③NiCoLi を年間3回実施	・児童の様子と学級の状況を観察、適宜指導する。	・アンケート調査と同時期に、担任の観察による状況報告を校長に行う。	・校長への報告に基づき、気になる児童に関する情報の共有を職員夕会で行う。 ・問題が予測、発見された場合には適宜速やかに対応する。
④学校風土調査を年間2回実施	・児童の様子と学級の状況を観察、適宜指導する。	・調査の結果や分析を踏まえて、学級の状況を観察し、適宜対応する。	・問題が予測、発見された場合には適宜速やかに対応する。
⑤スクールカウンセラーによる観察・面談を実施 5年生は全員面談	・スクールカウンセラーによる観察、面談の結果を、担任等に必要に応じて情報提供する。		・問題が予測、発見された場合には適宜速やかに対応する。
⑥保護者からの相談			・保護者からいじめに関する相談があった場合には記録し、情報を共有する。 ・相談内容については、確認し、適宜指導し、その結果を保護者に伝える。
⑦校長が必要と判断した児童への対応	・校長が必要と判断した児童については、個人カルテを作成し、状況を記録する。	・児童の状況を定期的に担任が校長に報告する。	・必要に応じて指導する。

⑧校内研修	・ 年度初めに「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」に関する資料を配布し、生活指導主任が、学校が組織的に対応できるようにするために、共通理解を図っていく。		
⑨児童の観察	・ 毎日の看護当番での校庭や校内の巡回、たてわり班・委員会・クラブ・たてわり班活動などを通して、全教職員で児童の様子を観察し、気付いたことは学級担任や管理職にすぐに報告して対応する。また、週1回の生活指導夕会で報告をし、共通理解を図る。		
⑩児童の行動記録とファイリングについて	・ 児童に関する記録で、次年度に引き継ぐ事項について、共通のファイルに記入・保管する。 ・ 年度が変わったり、進学・転校した場合には、進学・転校先に確実に情報を伝える。		
⑪警察等関連諸機関との連携について	・ 即時対応が必要な事案、法のいじめ重大事態の蓋然性が高い事案、いじめの背景に別の問題が絡んでいる事案その他深刻ないじめ事案については、医療機関、警察等の外部機関や児童相談所への協力要請、区教育委員会への報告・協議など適切な対応を行う。		
2、保護者との連携			
①いじめ対応への学校の姿勢の明示	・いじめへの対応について、年度初めの保護者会で校長が保護者に説明する。		
②情報提供の呼びかけ・対応	・保護者からの情報提供を呼びかける。	・個人面談等で、アンケートで困っていることがあると回答した児童について、担任が聞き取った内容、対応、結果を保護者に伝える。	・学年、場合によっては管理職と相談の上、早急に対応する。
③市民科学習を通してのいじめ根絶を目標とする指導	・第1・2学年では、「人間関係形成」領域の「自他理解」、第3・4学年では、「人間関係形成」領域の「集団適応」、第5・6学年では、「人間関係形成」領域の「自他理解」または「自治的活動」領域の「秩序形成」「社会的判断・行動」の学習の中		

	で、いじめ予防授業「トリプルチェンジ」を毎学期行う。 ・全学年、学年だよりで市民科の指導内容について家庭に知らせていく。		
④個人面談を年間2回実施	・学級での様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞き、情報交換を行う。	・面談で得た情報を踏まえて、児童の様子と学級の状況を観察、適宜指導する。	・場合によっては管理職と相談の上、早急に対応する。

（４）重大事態への対処

ア　いじめ重大事態が発生した場合の初期対応

①教育委員会への報告

②保護者への説明

③校区教育協働委員会への報告

イ　被害児童の安全確保・不安解消のための支援と再発防止

① 学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

② 保護者への説明

③ 外部人材や関係機関との連携

ウ　加害児童に対する指導および支援と再発防止

① 教職員の毅然とした指導

② 保護者への説明、協力関係の構築

③ 教職員、スクールカウンセラーによる支援

④ 別室での学習の実施

⑤ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

⑥ 懲戒による指導、出席停止によるほかの児童の安全確保

エ　周囲の児童に対する指導・支援

オ　学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

① 保護者・PTA 等の協力体制

② 校区教育協働委員会や関係機関との連携

③ 子ども家庭支援センターとの連携と、中学校との情報共有

カ　いじめ重大事態調査結果への対応と再発防止

① 調査結果を踏まえ、学校いじめ対策委員会にて当該事案の問題点や課題を確認いじめ予防・早期発見の校内態勢の点検と修正を行う。

② 再発防止のために、当該児童に次の対策を実施する。

・被害児童への心のケアと支援として、スクールカウンセラー面談の実施(SC)

・被害児童の生活面と交友関係の継続的な見守り(担任・養護教諭)

・被害児童への定期的な安全確認と見守り(転校先管理職への確認)

・加害児童への適切な指導と面談(担任)

・加害児童の生活面と交友関係の継続的な見守り(担任・養護教諭)

③再発防止のために、学校体制として次の対策を実施する。

・新学期保護者会全体会での校長による「学校いじめ防止対策基本方針」の説明
・デイケン、いじめ D、NiCoLi の適正実施の継続
・市民科授業におけるいじめ予防プログラムの推進
・ワークブック「トリプルチェンジ」の活用
・学校いじめ対策委員会での適切ないじめ認定と情報共有
・区教育委員会・学校担当指導主事への連絡・報告・相談
・学校いじめ対策委員会と生活指導連絡会での定期的な情報共有
・スクールカウンセラーとの連携と、スクールソーシャルワーカーの活用

6　教職員研修計画

（1）区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修
（2）夏季・冬季・春季休業中に教職員全員での研修や模擬授業の実施
（3）関連資料の配布等、情報提供や情報共有

7　保護者との連携および啓発の推進に関する方策

（1）年度当初の保護者会における説明、学校便りや学年便りによる説明
（2）市民科地区公開講座や学校公開でのいじめに関する授業の実施
（3）個人面談での保護者相談

8　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（1）日頃から協力体制を築き、見守りや声掛け等の取り組み
（2）関係機関との情報交換と連携を強化
（3）学校行事や校区教育協働委員会等、地域とともにある学校づくりの推進

9　学校評価および基本方針改善のための計画

（1）保護者アンケートの実施
（2）校区教育協働委員会での評価
（3）上記２点を受けて、より良い改善を毎年行う

１０　その他

（1）いじめ発見から対応までの流れ

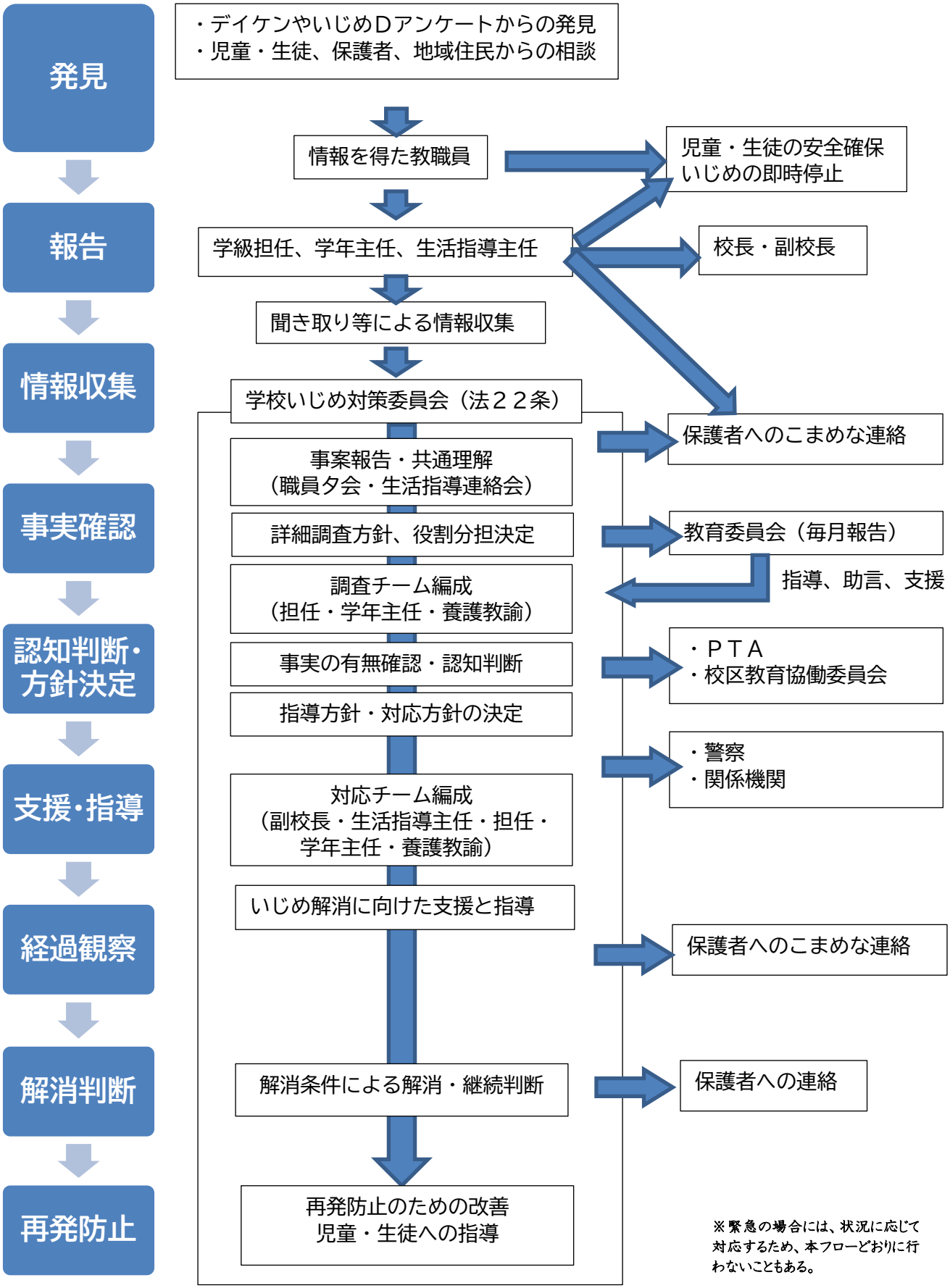

(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・学校いじめ対策委員会開催 ・いじめの定義、基本方針の理解（職員連絡会） ・所在確認の日（６日）	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備	・デイケンの実施（４月２１日より） ・いじめＤアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ	・保護者会（４月２２日）で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明および、HP に掲載 ・校区教育協働委員会で報告 ・セーフティ教室（全学年）
5月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日） ・いじめ防止等に関する研修①	・いじめ予防授業①	・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート①実施	・いじめ予防授業の公開（２学年）
6月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日） ・ふれあい月間		・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート②実施 ・NiCoLi①実施	
7月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）		・デイケンの実施	・CAP 出前授業（３年）
8月	いじめ防止等に関する研修②			
9月	・所在確認の日（１日） ・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）	・人権標語（全学年）、人権ポスター（４年）に取り組む ・「SOS の出し方」（全学年）	・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート③実施	
10月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）	・いじめ予防授業②	・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート④実施 ・NiCoLi②実施	・学校公開に合わせて人権標語（全学年）、人権ポスター（４年）を掲示 ・いじめ予防授業の公開（２学年）
11月	・ふれあい月間 ・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）		・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート⑤実施	

12 月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日） ・いじめ防止等に関する研修③		・デイケンの実施	
１ 月	・所在確認の日（７日） ・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）	・いじめ予防授業③	・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート⑥実施 ・NiCoLi③実施	・いじめ予防授業の公開（２学年）
２ 月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日）		・デイケンの実施 ・いじめＤアンケート⑦実施	
３ 月	・学校いじめ対策委員会（第３水曜日） ・取組の振り返りと基本方針の見直し		・デイケンの実施	・校区教育協働委員会で報告